

北上市告示甲第65号

北上市住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和6年10月11日から施行する。

令和6年10月9日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、住宅の省エネルギー（以下「省エネ」という。）化を推進するため、住宅の所有者が省エネ性能を向上させるために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する一戸建ての住宅（当該住宅の部分を含む。）をいう。
- (2) 省エネ診断 住宅の省エネに係る性能を診断することをいう。
- (3) 省エネ化のための計画策定等 住宅の省エネ改修を行うための計画の策定、調査若しくは設計又はBELS（建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき、建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）に関し表示すべき事項について、第三者機関が評価する制度をいう。）等に基づく住宅の評価をいう。
- (4) 省エネ改修 住宅の開口部、躯体等の断熱化及び設備の効率化に係る改修（建替えを除く。）をいう。
- (5) 第三者機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価について、これと同等以上の能力を有する機関をいう。
- (6) 省エネ基準 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）において、断熱等性能等級4（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たし、

かつ、一次エネルギー消費量等級 4 を満たす基準をいう。ただし、部分改修においては、改修する部分が仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の 1 (3) に規定する基準をいう。以下同じ。）を満たす基準をいう。

- (7) Z E H水準 評価方法基準において、断熱等性能等級 5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たし、かつ、一次エネルギー消費量等級 6 を満たす基準をいう。ただし、部分改修においては、改修する部分が Z E H仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和 4 年国土交通省告示第1106号）の 1 (3) に規定する基準をいう。以下同じ。）を満たす基準をいう。

- (8) 耐震基準 次のアからウまでに掲げるいずれかの要件を満たすものをいう。

ア 昭和56年 6 月 1 日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条の規定による確認済証の交付を受けて着工していること。

イ 岩手県木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱（平成20年 4 月10日建住第 45号）第 2 第 3 号アに規定する判定値が 1. 0 以上となること。

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第123号）第17条第 3 項第 1 号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）を満たすこと。

- (9) 住宅性能表示制度 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく制度をいう。

（補助対象者）

第 3 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 省エネ診断又は省エネ改修を行おうとする住宅を所有している者又はこれに準ずる者として市長が認めるもの
- (2) 申請時点において、納期の到来している市税を滞納していない者
- (3) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者ではないもの

（補助対象事業）

第 4 補助の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、別表第 1 の左欄に掲げるもので、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第 7 の規定による補助金の交付決定を受けた年度の 4 月 1 日以降に契約を締結し、かつ、当該年度の 2 月28日までに第 9 の規定による完了報告ができるものであること。
- (2) この告示又は他の制度による補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないものであること。ただし、当該他の制度による補助金等の交付対象以外の工

事部分は、対象事業とすることができるものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5 補助の対象となる経費は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げるもの（別表第2に定めるモデル工事費の額を上限とする。）とし、また、これに対する補助金の額は、別表第1の右欄に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第6 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 対象事業に要する経費の内訳が確認できるもの
- （3） 補助金の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）の所有者、所在地が確認できるもの
- （4） 対象住宅の延べ面積が確認できるもの
- （5） 対象住宅の現状が確認できる写真及び平面図等
- （6） 対象事業の開始日が確認できるもの
- （7） 別表第1区分の欄第2項に該当する場合は、耐震基準に適合することが確認できるもの
- （8） 別表第1区分の欄第2項第4号に該当する場合は、同号に規定する要件を満たすことが確認できるもの
- （9） 別表第1区分の欄第2項第5号又は第6号に該当する場合は、同項第5号又は第6号に規定する要件を満たす工事内容であることが確認できる書類
- （10） 納期の到来している市税を滞納していないことが分かるもの
- （11） その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、北上市住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更）

第8 第7の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に事業の内容を変更しようとするときは、北上市住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）に、変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助金の増額の変更は認めないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、北上市住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金変更承認書（様式

第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告及び請求)

第9 交付決定者は、対象工事が完了したときは、速やかに北上市住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金完了報告書兼請求書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
 - (2) 事業に要した経費の内訳が確認できるもの
 - (3) 別表第1区分の欄第1項に該当する場合は、省エネ診断の結果が確認できるもの
 - (4) 別表第1区分の欄第2項の省エネ化のための計画策定等に該当する場合は、事業を実施したことが確認できるもの
 - (5) 別表第1区分の欄第2項の省エネ改修に該当する場合は、同項に規定する要件を満たした工事内容となったことが確認できるもの
 - (6) 別表第1区分の欄第2項の省エネ改修に該当し、かつ、全体改修である場合は、省エネ基準又はZEH水準に適合したことが確認できるもの
 - (7) その他市長が必要と認めるもの
- (補助金の交付)

第10 市長は、第9の規定による請求があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第11 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの告示に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第12 市長は、第11の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金交付の実施期間)

第13 補助金の交付を実施する期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(補則)

第14 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第4、第5、第6、第9関係)

区分	経費	補助額
1 省エネ診断	1 調査費 2 第三者機関による評価に要する経費 3 その他市長が必要と認める経費	当該経費の3分の2に相当する額以内の額。ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり150,000円を上限とする。
2 省エネ化のための計画策定等及び省エネ改修（ただし、次の第1号から第6号までに掲げる要件を満たすものに限る。） (1) 省エネ改修後の住宅又は改修する部分は、省エネ基準又はZEH水準に適合すること。 (2) 省エネ改修後に、耐震基準に適合すること。 (3) 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。 (4) 階数が2階以下、かつ、床面積が500平方メートル以下の木造住宅において、全体改修によりZEH水準に適合する場合にあっては、次のアからエまでに掲げるいずれかの要件を満たすこと。 ア 構造計算により構造安全性が確かめられた住宅であること。 イ 木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要（令和4年10月28日国土交通省通知。以下「壁量等基準（案）」という。）により構造安全性が確かめられた住宅であること。ただし、柱の小径に関する規定への適合は要件としない。	1 調査費 2 設計費 3 計画策定費 4 第三者機関による評価に要する経費 5 工事費（改修後の住宅がZEH水準となる省エネ改修と併せて実施する構造補強工事に要する費用を含む。） 6 その他市長が必要と認める経費	1 省エネ基準に適合する場合 当該経費の10分の4に相当する額以内の額。ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり300,000円を上限とする。 2 ZEH水準に適合する場合 当該経費の10分の8に相当する額以内の額。ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり700,000円を上限とする。

ウ 現行の住宅性能表示制度における耐震等級（地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ、損傷のしにくさを表す区分をいう。以下同じ。）3を満たす住宅であること。 (5) 部分改修する場合にあっては、次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 複数の開口部を改修すること。 イ 開口部、断熱材又は設備機器については、仕様基準又はZEH仕様基準に適合するものであること。 (6) 構造補強工事を実施する場合にあっては、次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 全体改修によりZEH水準に適合すること。 イ 第4号アからウまでに掲げるいずれかの要件を満たすこと。		
--	--	--

別表第2（第5関係）

モデル工事費

1 開口部の断熱改修

(1) 省エネ基準に適合する場合

部位	ガラス交換		内窓設置及び交換 並びに外窓交換		ドア交換	
	ガラスの 面積	1枚あ たりの モデル 工事費 (円)	枠外の 面積	1か所 あたりの モデル 工事費 (円)	枠外の面積	1か所 あたりの モデル 工事費 (円)
大	1.4㎡以上	88,000	2.8㎡以上	200,000	1 開き戸 1.8㎡以上 2 引戸 3㎡以上	296,000
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	64,000	1.6㎡以上 2.8㎡未満	160,000	—	—
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	24,000	0.2㎡以上 1.6㎡未満	136,000	1 開き戸 1㎡以上1.8㎡未満 2 引戸 1㎡以上3㎡未満	256,000

(2) ZEH水準に適合する場合

部位	ガラス交換		内窓設置及び交換 並びに外窓交換		ドア交換	
	ガラスの 面積	1枚あ たりの モデル 工事費 (円)	枠外の 面積	1か所 あたりの モデル 工事費 (円)	枠外の面積	1か所 あたりの モデル 工事費 (円)

大	1.4㎡以上	112,000	2.8㎡以上	272,000	1 開き戸 1.8㎡以上 2 引戸 3㎡以上	392,000
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	80,000	1.6㎡以上 2.8㎡未満	216,000	—	—
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	32,000	0.2㎡以上 1.6㎡未満	176,000	1 開き戸 1㎡以上1.8㎡未満 2 引戸 1㎡以上3㎡未満	344,000

2 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

(1) 省エネ基準に適合する場合

部位	断熱材の区分	熱伝導率 (単位：W／m・K)	モデル工事費 (円／㎡)
外壁	A～C	0.052～0.035	149,000
	D～F	0.034以下	224,000
屋根・天井	A～C	0.052～0.035	53,000
	D～F	0.034以下	91,000
床	A～C	0.052～0.035	192,000
	D～F	0.034以下	288,000

(2) ZEH水準に適合する場合

部位	断熱材の区分	熱伝導率 (単位：W／m・K)	モデル工事費 (円／㎡)
外壁	A～C	0.052～0.035	201,000
	D～F	0.034以下	302,000
屋根・天井	A～C	0.052～0.035	72,000
	D～F	0.034以下	123,000
床	A～C	0.052～0.035	256,000
	D～F	0.034以下	384,000

3 設備

エコ住宅設備の種類	モデル工事費 (円／戸)
太陽熱利用システム	498,000
高断熱浴槽	416,000
電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機又はヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	273,000
節湯水栓	58,000
蓄電池	510,000

備考 節湯水栓については、設置を行った台数分を補助する。これ以外の設備については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とする。

様式第 1 号（第 6 関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者 住所
氏名

北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金交付申請書

年度において、北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金の交付を受けたいので、北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金交付要綱第 6 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の内容

事業計画書（様式第 2 号）のとおりに

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助金交付申請額 | 円 |

3 補助事業に要する経費の配分

4 補助事業開始及び完了予定期日

年 月 日 ～ 年 月 日

様式第2号

事業計画書

1 区分

(1) 省エネ診断	☐
(2) 省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修	
ア 省エネ化のための計画の策定	☐
イ 省エネ改修	
(ア) 省エネ基準に適合	☐
(イ) ZEH水準に適合	☐
ウ ZEH水準となる省エネ改修と併せて実施する構造補強工事	☐

備考 (2)イ(ア)及び(イ)については、いずれか該当する方にチェックすること

2 住宅の情報等

補助対象となる住宅	所在地	〒		
	所有者			
	構造		階数	地上 階／地下 階
	延べ面積	①全体		m ²
		②うち住宅の部分		m ²
		うち住宅以外の部分		m ²
	建築年月日	年 月 日		
	改修履歴	時期	内容	
		年 年		
	住宅の現状	□当該住宅は、現状において、省エネ基準又はZEH水準を満たしているという認識はありません。		
	他補助金の利用	事業名	内容	
		□ 開口部の断熱化 ()		
		□ 躯体等の断熱化 ()		
		□ 設備の効率化 ()		
		□ その他 ()		

建築業者	建築業者名	
	住所	〒
	担当者名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

3 事業計画

地域の区分		4			
区分		内容			
省エネ診断					
省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修	計画の策定				
	省エネ改修	種別	☐ 全体改修 ☐ 部分改修		
		基準への適合	等級	断熱等性能	一次エネルギー消費量
			省エネ基準		
			Z E H水準		
		対象工事	種別	工事内容	主な仕様
			開口部及び躯体等の断熱化工事費		
	設備の効率化に係る工事費				
耐震基準	☐ 昭和56年6月1日以降の着工である ☐ 昭和56年5月31日以前の着工だが、耐震性能を満たしている ☐ 当該補助事業の完了までに耐震改修工事を実施する				
	構造補強工事				
その他					

様式第 3 号（第 7 関係）

北上市指令 第 号

住所

氏名

北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金について、次のとおり交付することに決定したので、北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金交付要綱第 7 の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



補助金交付決定額 金 円

様式第4号（第8関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者 住所
氏名

北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定の通知があった北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金の内容を次のとおり変更したいので、北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金交付要綱第8第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助事業の内容

事業計画書（様式第2号）のとおり

(2) 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

項目	補助事業に要する経費	補助金交付申請額	備考
変更前	円	円	
変更後	円	円	

(3) 補助事業に要する経費の配分

(4) 補助事業開始及び完了予定期日

変更前： 年 月 日 ～ 年 月 日

変更後： 年 月 日 ～ 年 月 日

様式第 5 号（第 8 関係）

北上市指令 第 号

住所

氏名

北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金の内容の変更については、これを適当と認め、年 月 日付け北上市指令 第号により交付決定の通知をした補助金について、次のとおり変更したので、北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金交付要綱第 8 第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



1 変更の内容

2 補助金変更交付決定額 金 円

様式第 6 号（第 9 関係）

年 月 日

北上市長 様

住所
氏名

北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金完了報告書兼請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定の通知があった北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金について、工事が完了したので、北上市住まいの省エネ改修推進事業費補助金交付要綱第 9 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額 金 円
- 2 補助事業完了期日 年 月 日
- 3 事業実績
事業実績書（様式第 7 号）のとおり
- 4 補助事業に要する経費の配分

事業実績書

区分			結果		
省エネ診断					
省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修	計画の策定				
	省エネ改修	基準への適合	等級	断熱等性能	一次エネルギー消費量
			省エネ基準		
			Z E H水準		
		対象工事	種別	工事内容	主な仕様
			開口部及び 躯体等の断 熱化工事費		
			設備の効率 化に係る 工事費		
	構造補強工事				
	その他				